

ジェンダー平等推進専門家派遣事業実施要領

1 事業目的

ジェンダー平等・男女共同参画や女性の活躍を推進する事業所等に対し、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、当該事業所の取組の促進を図ることにより、県内の職場におけるジェンダー平等を推進する。

2 専門家の業務

専門家は、事業所が開催する研修会等へ講師として赴き、ジェンダー平等・男女共同参画及び女性の活躍推進等に関する講演、研修又は適切な助言、提案等を行う。

3 専門家の人選

派遣する専門家の選定については、派遣を希望する者（以下「申請者」という。）の要望する研修内容等を勘案し、県男女共同参画室において、申請者と協議の上、人選する。

県において、選定にあたって参考となる専門家のリストを準備するが、リストにない専門家も派遣することができる。

4 派遣の対象

県内の事業所、経済団体、複数の事業所等で構成された地域の協議会・グループ等

ただし、事業所にあつては鹿児島県女性活躍推進宣言企業に登録している（または近いうちに申請予定である）こと

また、参加費等を徴収して行う有料のものは対象としない。

5 派遣回数

8団体程度

6 経費の負担

(1) 県において、専門家の派遣に係る経費（謝金・旅費）を負担する。

ただし、負担額は県の規程等による上限があり、超える場合は、規程を超える分の額について、申請者の負担とする。

(2) 申請者は、(1)に要する経費を除き、会場の使用料、設営、講師資料の作成等に要する経費を負担する。

7 派遣の手続

(1) 派遣申請

申請者は、「ジェンダー平等推進専門家派遣申請書〔様式第1号〕」を県へ提出する。

(2) 派遣先の決定

県は、(1)による申請の内容を適当と認める場合は、専門家の派遣を決定し、「ジェンダー平等推進専門家派遣決定通知書〔様式第2号〕」により申請者に通知する。なお、この場合、県は申請者と協議しながら、専門家の選定その他、派遣に当たり必要な事項について、あらかじめ調整を行う。

(3) 専門家への依頼

県は、当該専門家に対して依頼するとともに、派遣に当たり必要な事項を調整する。

(4) 実績報告

派遣を受けた者は、当該研修会等の終了後、参加者に対しアンケート調査を行い、派遣後30日以内に「ジェンダー平等推進専門家実績報告書〔様式第3号〕」と併せて県へ提出する。

附 則

この要領は、令和4年5月31日から施行する。